

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 30 日

多治見市長 古川 雅典



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

池田南地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 11 月 20 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人

3 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

原則として、（有）廿原ええのお、（株）もみじかえで研究所及び（有）池田南営農による利用権設定を実施、可能な場合は農地中間管理機構の利用も含め、貸付希望農地を農地の有効利用に結び付けられるように農業委員や市を通し、農地の活用を図る。

6. 今後の地域農業のあり方

経営体育成支援事業（融資型）での作業効率の向上、新規作物、加工品生産、もみじと地域農業のタイアップ、池田南地区の多治見三郷活性協議会での地域活性策の推進による販路拡大、農家レストラン等を目指した取組を行う。又、鳥獣被害防止柵の設置や捕獲を進め、獣害被害の軽減を図る。